

公募型プロポーザル実施要項
(区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣)

本書は、「区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣」に係る契約の優先交渉者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 件名

区保健福祉センター高齢障害支援課窓口業務派遣

(2) サービス概要

仕様書のとおり

(3) 契約期間（派遣期間）

契約締結日から令和9年3月31日まで（令和7年7月1日～令和9年3月31日）

(4) 就業場所

仕様書のとおり

(5) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日には受付（各質問の受付を含む。）を行わない。

	内容	日付
①	案件の公表	令和7年4月8日
②	・プロポーザル参加資格に関する質問の受付 ・回答期限	・令和7年4月8日～令和7年4月11日 ・令和7年4月14日
③	・仕様書等に関する質問の受付 ・回答期限	・令和7年4月8日～令和7年4月23日 ・令和7年4月25日
④	・プロポーザル参加資格確認申請書等の提出 ・参加資格確認結果の通知（発送期限）	・令和7年4月8日～令和7年4月15日 ※提出期限を令和7年4月15日とする。 ・令和7年4月18日
⑤	提案書等の提出期限	令和7年4月30日
⑥	選考会	令和7年5月上旬（確定次第連絡）（予定）
⑦	優先交渉者の決定（選定結果の通知）	令和7年5月中旬（予定）
⑧	契約協議及び契約締結	令和7年5月中旬（予定）

2 公募型プロポーザル方式による理由

本業務は、区高齢障害支援課の障害者福祉窓口等業務に従事する職員を人材派遣にて措置し、市民への接遇や障害特性への配慮に係る基礎能力を備えた職員を配置する必要がある、事業者独自のノウハウに基づく優秀な人材確保の手法や確保した人材を安定的かつ継続的に派遣する運用管理体制等により、履行の内容や方法に顕著な差異が生じる契約であるため、公募型プロポーザル方式により最も優れた者を契約候補者として選定し、契約を行うものとする。

3 プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6・7 年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
 - イ 仕様書協議後における見積徴収日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務のプロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者
- (3) 過去 5 年間に政令市、特別区、中核市、施行時特例市、国又は都道府県において、同種の業務の履行実績を有すること。
- (4) 個人情報保護に関する ISMS（ISO27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。
- (5) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - ア すべての構成員が前記（1）～（4）の要件を満たしていること。
 - イ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。
 - ウ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

4 プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書等
 - ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
 - イ 誓約書（様式 2）
 - ウ 前記 3（3）を証するもの（契約書の写しなど）
 - エ 前記 3（4）を証するもの（登録証の写しなど）

以下、共同企業体での申請の場合

オ 共同企業体構成員一覧表（様式 3）（共同企業体での申請の場合のみ）

カ 委任状（共同企業体）（様式 4）（共同企業体の代表企業への委任を示すもの）

キ 共同企業体協定書（共同企業体での申請の場合のみ）

※共同企業体での申請の場合、構成企業についてもイ～エを提出すること。

また、「キ 共同企業体協定書」については、目的、名称、事業所の所在地、構成員の住所及び名称、代表構成員の名称、代表構成員の権限、構成員の責任、業務の分担、費用に係る請求者・支払先口座、その他必要事項を詳細かつ明確に記載すること。

（2）提出期間

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

（3）提出方法

プロポーザル参加資格確認申請書等の提出は、契約事務担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分までとすること。

郵送による場合は、封筒に「プロポーザル参加資格確認申請書等在中」と朱書して、契約事務担当課宛てに 1（5）「契約締結までのスケジュール」に定める提出締切日午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

（4）プロポーザル参加資格の確認通知

1（5）「契約締結までのスケジュール」により、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を郵便にて発送する。

5 プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

6 プロポーザルに関する質問

（1）プロポーザル参加資格に関する質問

ア 質問書の様式

「プロポーザル参加資格に関する質問書」（様式 5）を用いること。

イ 提出期間

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全参加者（参加資格の確認により参加が認められなかった者は除く。）に対して電子メールで回答する。

（2）仕様書等に関する質問

ア 質問書の様式

「仕様書等に関する質問書」（様式 6）を用いること。

イ 提出期間

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

ウ 提出方法

契約事務担当課に電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

1（5）「契約締結までのスケジュール」による。

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全参加者（参加資格の確認により参加が認められなかった者は除く。）に対して電子メールで回答する。

（3）質問書提出時の留意事項

メール 1 通当たりの容量が 10MB を超えないよう留意すること。

7 提案書提出に関する事項

（1）提案書提出の場所及び日時

ア 提出場所

千葉市中央区千葉港 1－1 千葉市役所 9 階

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

イ 提出期限

令和 7 年 4 月 30 日 午後 5 時 00 分

（場所、日時等を変更する場合は別途通知する。）

（2）提出書類

ア 提案書（表紙：様式 7）

イ 不開示部分指示書（様式 8）

ウ 見積書（様式 9）

エ 経費内訳明細表（表紙）（様式 10）

オ 経費内訳明細書（様式の指定はしない）

（3）提案書の作成

提案書の作成は、別添「企画提案書作成要領」によること。

（4）書類の提出方法

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 見積書は、商号及び見積件名を記載した封筒に入れ、密封の上、提出すること。

ウ 郵送による場合は、提出書類を契約事務担当課宛てに、提出締切日の午後 5 時 00 分までに書留郵便にて必着のこと。

エ 後日、提出した書類の電子データを契約担当課あてに電子メールで提出すること。

（5）無効となる見積

- ア 本書に定める見積書類等に虚偽の記載を行った者の見積
- イ 千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第16条の規定に該当する見積
- ウ 郵送により見積書の提出を行う場合に、本書の定める方法によらない見積
- エ 金額表示を改ざんし、又は訂正した見積
- オ その他、本書において示した条件等、プロポーザルに関する条件に違反した見積

(6) 辞退について

プロポーザルへの参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式11）を提出すること。

8 選考会について

提案者は、以下のとおり選考委員会に出席し、企画提案に関するプレゼンテーションを行うとともに、選考委員によるヒアリングに対応するものとする。

(1) 開催日時

別途通知する。（令和7年5月上旬（予定））

(2) 開催場所

千葉市役所（千葉市中央区千葉港1-1）

(3) 予定時間

1者当たり30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

(4) 注意事項

ア 原則対面で実施する。

なお、状況により、オンライン開催に切り替えるなどの場合は、別途通知する。

イ 各提案者の出席人数は3人までとし、提案内容や本業務に精通する者が出席すること。

なお、出席予定者のうち、体調不良の者にあつては、出席を控えること。

ウ プレゼンテーションに当たっては、上記「4（4）ア 提出書類」以外の資料を用いた説明は禁止とする。

エ なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、選考委員会は非公開で行う。

9 優先交渉者の選定方法等

(1) 優先交渉者の選定方法

別添「優先交渉者選定基準」に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉者とし、次に得点の高い者を次点とする。

(2) 企画提案書の評価

ア 提出された企画提案書等の提出書類を基に別途実施する選考会において公正に評価する。

イ 7（5）により無効となった参加者の企画提案書は評価しない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉者の決定は、令和7年5月中旬を予定している。

(4) 参加者の見積価格等の公表

すべての参加者の評価点は契約者決定後これを公表する。なお、採点基準や内容等の問い合わせには一切応じない。

10 契約の手続等

(1) 次点の取扱い

優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。

(2) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

また、契約保証金に代わる担保については、千葉市契約規則第28条の2による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

(http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html)

11 提案上限額

本契約に係る委託料として 22,174,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額を上限額としているので、見積金額に当たって留意すること。なお、算定根拠は公表しない。

12 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

電話 043-245-5173 (直通)

電子メール: shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

13 その他

(1) 費用負担

プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(2) プロポーザル書類の取扱い

提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。